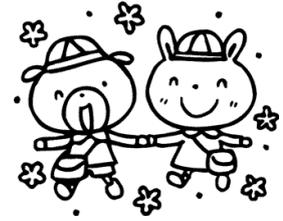


食物アレルギーを持つ児童の保護者の皆様へ



～「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の作成について～

食物アレルギーがあるお子さんの施設での給食やおやつに関して、除去食対応をする際には、「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をもとに、施設と除去する内容などについて話し合うようお願いします。除去食対応をやめる場合にも同様です。

○食物アレルギーがあるとわかった場合

病院へ受診し「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をお願いします。それをもとに施設と話し合います。

○既に施設において除去食対応をしている場合

既に施設において除去食対応をしているお子さんについては、一定の時期に「再評価」のための病院への受診をお願いします。理由は、アレルギーは成長とともに変化することや、アナフィラキシーなどの回避には除去食対応は必要ですが不要な除去は栄養摂取の妨げとなるためであり、定期的な「再評価」（検査）が重要になります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ★「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の作成は、旭川市内のできれば小児科での受診をお願いします。（小児科以外では対応できない場合があります。）
- ★「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」は有料です。金額は事前に病院に確認してください。
- ★食物アレルギーがあるお子さんを持つ保護者の皆様は、「アレルギー質問表」の質問に対する答えを「〈アレルギー食品、症状の選択肢〉」の中から選んで記入してください。

この「アレルギー質問表」は、病院へ受診の際に診断の参考とするものです。受診の際には、「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」、「アレルギー質問表」、「〈アレルギー食品、症状の選択肢〉」を病院に持参してください。

※手続きなどの流れについては別紙「保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」～交付に至るまでの手順（フロー）～を参考としてください。

※「アレルギー質問表」の記入については、別紙「アレルギー質問表記入要領（施設・保護者用）」に詳しく記載していますので参考としてください。

